

学 則

学校法人 木村学園

トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校

学則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法並びに、学校教育法に準拠し、建学の精神に基づき、一般教養並びに専門の教育を行い、良識を持ち、実践能力に優れ、かつ、愛と奉仕の精神を兼ね備えた人間を育成し、もって国際的な視点に立ち、医療と福祉の発展と創造並びに国際交流の増進に貢献、寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を、広島市中区上幟町8番18号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に定める自己評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

第 2 章 課程の組織、収容定員及び入学定員

(課程、学科及び修業年限並びに定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科	2年	60名	120名	4	昼間 男・女
教育・社会福祉専門課程	医療秘書福祉学科	2年	20名	40名	2	昼間 男・女
教育・社会福祉専門課程	保育社会福祉学科	3年	30名	90名	3	昼間 男・女

医療専門課程	臨床工学科	3年	30名	90名	3	昼間男・女
教育・社会福祉専門課程	診療情報管理士専攻科	1年	20名	20名	1	昼間男・女
文化・教養専門課程	日本語学学科	進学2年コース	2年	20名	40名	4 昼間男・女
		進学1年6ヶ月コース	1年6ヶ月	20名	40名	

※尚、医療秘書福祉学科については令和2年4月の入学生募集を停止し、令和3年3月をもって学科を廃止する予定。

第 3 章 学年、学期及び休業日等

(学年)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 春期休業、夏期休業及び冬期休業（毎年度の始めにそれぞれ学校長が定める期間）

2 前項の規定にかかわらず、学校長が、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると認める時は、これを変更することができる。

第 4 章 入学、退学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、専攻科については第2項のとおりとする。

(1) 高等学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (6) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者
- 2 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 本校医療秘書福祉学科の卒業生
 - (2) 当該学科に関わる 2 年以上の専門課程を修了した者
 - (3) 前 2 号と同等以上の学力があると認められる者

(入学時期)

第 10 条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(出願手続)

第 11 条 本校に入学を志願する者は、本校の定める出願書類に、第 31 条（別表 2）に定める入学選考料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

(入学者の選考)

第 12 条 前条の手続きを終了した者に対して、出願書類の審査、学力検査及び面接試験を行い、結果を総合的に勘案し選考する。

(入学手続及び入学許可)

第 13 条 前条の選考の結果に基づき合格した者は、本校指定の期日までに第 31 条（別表 2）の入学金及び入学手続時納入金を納入して入学手続きをとらなければならない。

2 学校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第 14 条 編入学を希望する者があるときは、定員に欠員があり、かつ、学習の進度が本校の進度と同等である場合に限り、学校長はこれを許可することができる。ただし、臨床工学科については編入学を認めない。

2 前項の規定により、入学の許可をされた者の既に修得した授業科目及び時間数（単位数）の取り扱い及び在学すべき年数については関係法令に基づき履修評価委員会の議を経て学校長が決定する。

(退学)

第15条 学生が、退学しようとするときは、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(欠席及び休学)

第16条 学生が、病気その他やむを得ない事由により欠席するときは、その事由を記し、届けなければならぬ。

- 2 学生が疾病、その他やむを得ない事由によって1か月以上休学するときは、医師の診断書あるいはその事由を記し、校長の許可を受けなければならぬ。
- 3 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学の延長を認めることが出来る。
- 4 前項に定める休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

(復学)

第17条 前条第2項の規定により休学中の学生が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、校長の許可を受けなければならぬ。

(出席停止)

第18条 学生が伝染病にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第19条 学生が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第20条 学生及び保護者、保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第 5 章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業

(教育課程及び授業時数)

第21条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表1のとおりとする。

(始業及び終業時間)

第22条 本校の始業及び終業の時間は次のとおりとする。

- (1) 教育・社会福祉専門課程及び医療専門課程においては、始業を午前9時とし、就業を午後6時とする。
- (2) 文化・教養専門課程日本語学科においては、次のとおりとする。

	コース名	始業時間	終業時間
第1部（午前部）	進学2年コース 進学1年6ヶ月コース	午前9時	午後0時30分
第2部（午後部）	進学2年コース 進学1年6ヶ月コース	午後1時	午後4時30分

2 学校長が必要と認めたときは、前項の時間を変更することが出来る。

(履修単位の計算方法)

第23条 本校における授業時間は、教育・社会福祉専門課程及び医療専門課程においては90分を2時間、文化・教養専門課程日本語学科においては45分を1時間とし、各授業科目に対する単位の計算方法は次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習科目については、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技科目については、30時間から45時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第24条 本校における成績評価は次のとおりとする。

- (1) 教育・社会福祉専門課程及び医療専門課程における授業科目の成績評価は、各学期末に行う定期試験、実習の成果、履修状況等を総合的に判断して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2（介護福祉学科における介護実習、保育社会福祉学科における保育・教育実習、診療情報管理士専攻科における病院実習及び臨床工学科における臨床実習については5分の4）に達しない者は、その科目について試験及び評価を受けることができない。
- (2) 文化・教養専門課程日本語学科における授業科目の成績評価は、各学期末に行う定期試験、授業の一部として授業中に実施する日常の小テスト、出席状況、受講態度等を総合的に判断して行う。ただし、出席時数が授業時数の5分の4に達しない者は、その科目について試験及び評価を受けることが出来ない。

2 授業料等を未納の者は、定期試験を受けることができない。

(他校における授業科目の履修等)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。
- 3 前2項の規定は、本校の専門課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に学生が留学する場合について、それぞれ準用する。
- 4 他校における授業科目の履修の取り扱い及び成績評価については、関係法令に基づき履

修評価委員会の議を経て校長が決定する。

(入学前の授業科目の履修等)

- 第26条 教育上有益と認めるときは、学生が当該専門課程に入学する前に行った前条第1項及び第3項に規定する履修及び学修を、学生からの申請に基づき既履修内容及び時間数を評価し、当該専門課程における教育内容及び時間数に相当すると認められる場合には、本校の履修に替えることができる。ただし、臨床工学科、介護福祉学科及び保育社会福祉学科においては関係法令に定める以外の他校における履修及び学修を認めない。
- 2 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、前条第1項及び第3項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。
- 3 入学前における授業科目の履修の取り扱い及び成績評価については、関係法令に基づき履修評価委員会の議を経て校長が決定する。

(介護福祉学科における教育課程修得の認定)

- 第27条 介護福祉学科における教育課程修得の認定は、第24条の規定によるもの他に、介護福祉士として必要な知識、技能を修得したことを確認し認定する。

(原級留置)

- 第28条 学生のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた者については、原学年に留め置く。ただし在学期間は、当該学科の修業年限の2倍を超えて在学することができない。
- 2 休学期間は、これに含めない。

(課程修了・卒業の認定)

- 第29条 第24条、第25条及び26条に定める授業科目の評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。
- 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には卒業を認定し、卒業証書を授与する。
- 3 本校設置の課程のうち修業年限が2年以上かつ総授業時数1,700時間以上の学科を修了した者には、その課程の専門士の称号を授与する。
- 4 校長は、専攻科を修了した者に対して、修了証書を授与する。

第 6 章 教 職 員 組 織

(教職員組織)

第30条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学校長 1名
 - (2) 教員 教育・社会福祉専門課程 10名以上
医療専門課程 6名以上
文化・教養専門課程 4名以上 うち1名は主任教員
 - (3) 生活指導担当者 3名以上
日本語学科に、教員または事務職員の中から生活指導及び進路指導に関する知識を有する者を生活指導担当者として置く。
 - (4) 事務職員 3名以上
 - (5) 学校医 1名
- 2 校長は校務を掌り所属職員を監督する。
- 3 その他職員の校務分掌は校長が別に定める。

第 7 章 授業料、入学会員料及び入学選考料等

(授業料、入学会員料及び入学選考料等)

第31条 本校の授業料、入学会員料及び入学選考料等は別表2のとおりとする。

- 2 授業料及びその他の諸経費は所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 休学中の授業料は、休学を許可された期の翌期から免除する。ただし、別に定める在籍料を納入しなければならない。
- 4 既に納入した授業料、入学会員料及びその他諸経費並びに入学選考料等は、原則として返還しない。ただし、一般入試において合格・入学許可を受けた者に限り、指定日までに入学辞退を申し出た者には納入された入学選考料及び入学会員料を除き返還する。

第 8 章 賞 罰 及 び 除 籍

(褒賞)

第32条 学生がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは、褒賞がある。

(懲戒)

- 第33条 学生が、学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為のあつたときは、懲戒処分を行う。
- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由がなくして出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第34条 学生で次の1に該当する者は、校長が除籍する。

- (1) 死亡の届け出のあった者
- (2) 行方不明の届け出のあった者
- (3) 3か月以上連絡不能の者
- (4) 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料等を滞納した者

第 9 章 健 康 管 理

(学生健康診断)

第35条 学生の健康診断は、毎学年定期に学校保健法の定めるところにより実施する。

- 2 必要があるときは、校長は臨時に学生の健康診断を行うことができる。

(教職員健康診断)

第36条 教職員の健康診断は、毎学年定期に学校保健法の定めるところにより実施する。

- 2 必要があるときは、校長は臨時に教職員の健康診断を行うことができる。

第 10 章 付 帯 事 業

(付帯事業)

第37条 本校の付帯事業は次のとおりとする。

学科名	修業年限	1学級の定員	備考
介護実務者研修科 (通信課程)	6月	40名	通 信 男・女

- 2 前項の付帯事業に係る教科科目、入学手続き、学習の評価及び課程修了の認定、授業料等については、別に定める。

第 11 章 雜 则

(寄宿舎)

第38条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(細則)

第39条 この学則の実施に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- 1 この学則は平成9年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成10年4月1日から施行する。
- 3 この学則は平成11年4月1日から施行する。
- 4 この学則は平成12年4月1日から施行する。
- 5 この学則は平成13年4月1日から施行する。
- 6 (1) この学則は平成14年4月1日から施行する。
(2) 医用電子学科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、この学則施行の際、現に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、その在学関係に関しては、なお従前の例による。
- 7 この学則は平成15年4月1日から施行する。
- 8 この学則は平成16年4月1日から施行する。
- 9 この学則は平成17年4月1日から施行する。
- 10 この学則は平成20年4月1日から施行する。
- 11 この学則は平成21年4月1日から施行する。
- 12 この学則は平成24年4月1日から施行する。
- 13 この学則は平成26年4月1日から施行する。
- 14 この学則は平成26年8月1日から施行する。
- 15 この学則は平成26年度、介護実務者研修科（通信課程）認可の日（平成26年10月1日）から施行する。
- 16 この学則は平成27年4月1日から施行する。
- 17 この学則は平成28年4月1日から施行する。
- 18 この学則は平成29年4月1日から施行する。
- 19 この学則は平成30年4月1日から施行する。
- 20 この学則は平成31年4月1日から施行する。
- 21 (1) この学則は令和2年4月1日から施行する。
(2) 医療秘書福祉学科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、この学則施行の際、現に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、その在学関係に関しては、なお従前の例による。

広島県緊急未就職者訓練事業に関する学則の特則

広島県が実施する緊急未就職者訓練事業に関し、次のとおり学則の特例を定める。

第1条 広島県の緊急未就職者訓練事業により受け入れた、広島県立広島高等技術専門校の訓練生は、契約期間において、学則第8条から第12条まで【入学関係】の規定に関わらず、本校の介護福祉学科の学生とみなす。

2 前項の学生は、所定期日内に学生調査票ほか必要書類を学校長に提出しなければならない。

第2条 前条第1項の学生は、学則第31条の規定【授業料等納付金関係】は、適用しない。

附則 この特則は、平成21年4月1日から実施する。

教 育 課 程 及 び 授 業 時 間 数
<介護福祉学科>

区分	履修科目名	履修方法 (単位)	履修時間			備考
			1年次	2年次	合計	
人間と社会	人間の理解 I	講義(1)	30		30 時間	
	人間の理解 II	講義(1)	30		30 時間	
	社会の理解 I	講義(1)	30		30 時間	
	社会の理解 II	講義(1)	30		30 時間	
	選択科目 家政学 I	実習(2)	60		60 時間	
	選択科目 家政学 II	実習(1)		45	45 時間	
介護	統計・情報処理	演習(1)	30		30 時間	
	介護の基本 介護の基本 I	講義(2)	60		60 時間	
	介護の基本 介護の基本 II	講義(2)		60	60 時間	
	介護の基本 介護の基本 III	講義(2)		60	60 時間	
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術	演習(2)	60		60 時間
	生活支援技術 生活支援技術 I	講義(1)		30	30 時間	
	生活支援技術 II - ①	講義(1)	30		30 時間	
	生活支援技術 II - ②	講義(1)		30	30 時間	
	生活支援技術 III - ①	実習(3)	120		120 時間	
	生活支援技術 III - ②	実習(3)		120	120 時間	
護	介護過程 介護過程 I	演習(2)	60		60 時間	
	介護過程 II - ①	演習(1)	30		30 時間	
	介護過程 II - ②	演習(1)		30	30 時間	
	介護過程 III	演習(1)		30	30 時間	
	介護総合演習 介護総合演習 I	演習(1)	30		30 時間	
	介護総合演習 II - ①	演習(1)	30		30 時間	
	介護総合演習 II - ②	演習(1)		30	30 時間	
	介護総合演習 III	演習(1)		30	30 時間	
こころとからだのしくみ	介護実習 介護実習 I	実習(2)	90		90 時間	
	介護実習 II - ①	実習(4)	180		180 時間	
	介護実習 II - ②	実習(5)		200	200 時間	
	発達と老化の理解 発達と老化の理解 I	講義(1)	30		30 時間	
	発達と老化の理解 II	講義(1)	30		30 時間	
医療的ケア	認知症の理解 認知症の理解 I	講義(1)	30		30 時間	
	認知症の理解 II	講義(1)	30		30 時間	
	障害の理解 障害の理解 I	講義(1)	30		30 時間	
	障害の理解 II	講義(1)	30		30 時間	
	こころとからだのしくみ こころとからだのしくみ I	講義(1)	30		30 時間	
その他	こころとからだのしくみ II	講義(1)	30		30 時間	
	こころとからだのしくみ III	講義(2)		60	60 時間	
	医療的ケア I	講義(1)	30		30 時間	
	医療的ケア II	講義(2)		60	60 時間	
	医療的ケア III	演習(1)		30	30 時間	
	パソコン I	演習(1)	30		30 時間	
	パソコン II	演習(1)		30	30 時間	
人間と社会	レクリエーション	講義(1)	30		30 時間	
	国語表現法	講義(1)	30		30 時間	
	総合演習 I	演習(2)		60	60 時間	
	総合演習 II	演習(2)		60	60 時間	
	就職実務	講義(1)		30	30 時間	
合	人間と社会 介護	8 単位	210 時間	45 時間	255 時間	
	こころとからだのしくみ	37 单位	690 時間	620 時間	1,310 時間	
	医療的ケア	4 单位	30 時間	90 時間	120 時間	
	その他の	9 单位	90 時間	180 時間	270 時間	
	合計	68 单位	1,260 時間	995 時間	2,255 時間	

(注) 祝日・休講等は、補講にて対応する。

教育課程及び授業時間数

<保育社会福祉学科>

区分	履修科目名	履修方法 (単位)	履修時間				備考
			1年次	2年次	3年次	合計	
基礎分野	日本国憲法	講義(2)	30			30 時間	
	生涯スポーツ	実技(1)	45			45 時間	
	健康科学	講義(1)	15			15 時間	
	情報処理	演習(2)	60			60 時間	
	英会話	演習(2)	60			60 時間	
専門分野	保育原理	講義(2)		30		30 時間	
	教育原理	講義(2)	30			30 時間	
	子ども家庭福祉	講義(2)		30		30 時間	
	社会福祉	講義(2)	30			30 時間	
	子ども家庭支援論	講義(2)		30		30 時間	
	社会的養護I	講義(2)	30			30 時間	
	社会的養護II	演習(1)		30		30 時間	
	教職概論	講義(2)	30			30 時間	
	教育課程総論	講義(2)	30			30 時間	
	教育方法論	講義(2)	30			30 時間	
	保育の心理学	講義(2)			30	30 時間	
	子ども家庭支援の心理学	講義(2)		30		30 時間	
	教育心理学	演習(1)	30			30 時間	
	児童心理学	講義(1)	15			15 時間	
	子どもの保健	講義(2)		30		30 時間	
	子どもの食と栄養	演習(2)		60		60 時間	
	保育内容総論	演習(1)	30			30 時間	
	健康(指導法)	演習(1)	30			30 時間	
	健康II	講義(1)		15		15 時間	
分野	人間関係(指導法)	演習(1)			30	30 時間	
	環境(指導法)	演習(1)	30			30 時間	
	言葉(指導法)	演習(1)	30			30 時間	
	言葉II	講義(1)		15		15 時間	
	造形表現(指導法)	演習(2)	60			60 時間	
	音楽表現(指導法)	演習(1)	30			30 時間	
	劇遊び(指導法)	演習(1)	30			30 時間	
	児童と音楽表現	演習(1)	30			30 時間	
	音楽表現技術	演習(1)		30		30 時間	
	児童と造形表現	演習(1)		30		30 時間	
	児童と健康	演習(1)		30		30 時間	
	児童と言葉	講義(1)	15			15 時間	
	児童と人間関係	講義(1)			15	15 時間	
	児童と環境	講義(1)	15			15 時間	
	児童体育	講義(1)		15		15 時間	
障がい児保育	言語表現	演習(1)		30		30 時間	
	乳児保育I	講義(2)			30	30 時間	
	乳児保育II	演習(1)			30	30 時間	
	子どもの健康と安全	演習(1)			30	30 時間	
	障がい児保育	演習(1)		30		30 時間	

教育課程及び授業時間数

<保育社会福祉学科>

区分	履修科目名	履修方法 (単位)	履修時間				備考
			1年次	2年次	3年次	合計	
専門分野	幼児への特別な支援	講義(1)			15	15 時間	
	子育て支援 I	演習(1)		30		30 時間	
	教育相談	講義(2)		30		30 時間	
	保育・教職実践演習	演習(2)			60	60 時間	
	保育実習 I (保育所)	実習(2)		90		90 時間	
	保育実習 I (施設)	実習(2)			90	90 時間	
	保育実習事前事後指導 I (保育所)	演習(1)		30		30 時間	
	保育実習事前事後指導 I (施設)	演習(1)			30	30 時間	
	保育実習 II	実習(2)			90	90 時間	
	保育実習事前事後指導 II	演習(1)			30	30 時間	
本学開講専門分野	教育実習 I	実習(2)		90		90 時間	
	教育実習事前事後指導 I	演習(1)	30			30 時間	
	教育実習 II	実習(2)			90	90 時間	
	音楽(基礎)	演習(1)	30			30 時間	
	音楽(応用)	演習(1)		30		30 時間	
	音楽(実践)	演習(2)			60	60 時間	
	歌 唱	演習(1)	30			30 時間	
	障害の理解	演習(1)		30		30 時間	
	病児保育	演習(1)			30	30 時間	
	教育実習事前事後指導 II	演習(1)		30		30 時間	
その他	事前保育教育観察実習(幼稚園・保育所)	実習(1)	30			30 時間	
	指導案実践演習 I	演習(1)	30			30 時間	
	指導案実践演習 II	演習(1)		30		30 時間	
	指導案実践演習 III	演習(1)			30	30 時間	
	子育て支援 II	演習(1)		30		30 時間	
	子育て支援 III	演習(1)			30	30 時間	
選択	保育特論	演習(2)			60	60 時間	
	基礎マナー講座	演習(1)	30			30 時間	
	ボランティア活動 I	実習(1)	30			30 時間	
その他	ボランティア活動 II	実習(1)		30		30 時間	
	就職実務 I	講義(1)	30			30 時間	
	就職実務 II	講義(1)		30		30 時間	
選択	就職実務 III	講義(1)			30	30 時間	
	介護実務者研修 I	講義・演習(7)		230		230 時間	
	介護実務者研修 II	講義・演習(7)			230	230 時間	
	基礎分野	8 単位	210 時間	0 時間	0 時間	210 時間	
	専門分野	74 単位	555 時間	705 時間	570 時間	1,830 時間	
	本学開講専門分野	16 単位	120 時間	150 時間	210 時間	480 時間	
	その他	6 単位	90 時間	60 時間	30 時間	180 時間	
	選択	14 単位	0 時間	230 時間	230 時間	460 時間	
	合計	118 単位	975 時間	1,145 時間	1,040 時間	3,160 時間	

(注) 祝日・休講等は、補講にて対応する。

教育課程及び授業時間数
<臨床工学科>

区分	履修科目名	履修方法 (単位)	履修時間				備考
			1年次	2年次	3年次	合計	
基礎分野	科学的思考の基盤 ・人間と生活	基礎 数学 物理 学 化 学 国語 表現法 人間関係学 医療と社会	講義・演習 (3) 講義・演習 (3) 講義 (2) 講義 (2) 講義・演習 (2) 講義 (2)	60 60 30 30 45 30			60 時間 60 時間 30 時間 30 時間 45 時間 30 時間
	人の構造及び機能	人の構造及び機能 解剖生理学 病理学概論 基礎医学実習	講義 (2) 講義 (1) 講義 (2) 実習 (1)	60 30 60 45			60 時間 30 時間 60 時間 45 時間
	臨床工学に必要な 医学的基礎	医学概論 臨床生理学 臨床生化学 臨床免疫学 臨床薬理学 看護学概論 看護学実習	講義 (1) 講義 (2) 講義 (1) 講義 (1) 講義 (1) 講義 (1) 実習 (1)	30 60 30 30 30 30 45			30 時間 60 時間 30 時間 30 時間 30 時間 30 時間 45 時間
	臨床工学に必要な 理工学的基礎	応用数学 電気工学 電気回路学 電気工学実習 電子工学 I 電子工学 II 電子工学実習 機械工学 I 機械工学 II 計測工学	講義 (1) 講義 (4) 講義 (2) 実習 (1) 講義 (2) 講義 (1) 実習 (1) 講義 (1) 講義 (1) 講義 (2)	30 120 60 45 60 30 45 30 30 60			30 時間 120 時間 60 時間 45 時間 60 時間 30 時間 45 時間 30 時間 30 時間 60 時間
	臨床工学に必要な 医療情報技術と システム工学の基礎	システム工学 情報処理工学 システム・情報処理実習 通信工学	講義 (1) 講義 (2) 実習 (2) 講義 (2)		30 60 90 60		30 時間 60 時間 90 時間 60 時間
	医用生体工学	医用工学概論 I 医用工学概論 II 物性工学 I 物性工学 II 材料工学	講義 (1) 講義 (3) 講義 (1) 講義 (1) 講義 (1)	30 90 30 30 30			30 時間 90 時間 30 時間 30 時間 30 時間
専門分野	医用機器学	医用機器学概論 I 医用機器学概論 II 医用治療機器学 生体計測装置学 医用機器学実習 画像診断装置学	講義 (1) 講義 (1) 講義 (2) 講義 (2) 実習 (1) 講義 (1)		30 30 60 60 45 30		30 時間 30 時間 60 時間 60 時間 45 時間 30 時間

教育課程及び授業時間数
<臨床工学科>

区分	履修科目名	履修方法 (単位)	履修時間				備考
			1年次	2年次	3年次	合計	
専門分野	生体機能代行技術学	生体機能代行装置学Ⅰ 講義(3)		90		90 時間	
		生体機能代行装置学Ⅱ 講義(4)			120	120 時間	
		生体機能代行装置学Ⅲ 講義(3)			90	90 時間	
		生体機能代行装置学実習Ⅰ 実習(1)		45		45 時間	
		生体機能代行装置学実習Ⅱ 実習(1)			45	45 時間	
専門分野	関連臨床医学	臨床医学総論Ⅰ 講義(2)		60		60 時間	
		臨床医学総論Ⅱ 講義(2)			60	60 時間	
		臨床医学総論Ⅲ 講義(2)			60	60 時間	
専門分野	医用安全管理学	医用機器安全管理学Ⅰ 講義(1)	30			30 時間	
		医用機器安全管理学Ⅱ 講義(1)		30		30 時間	
		医用機器安全管理学Ⅲ 講義(1)			30	30 時間	
		医用機器安全管理学実習 実習(1)			45	45 時間	
		関係法規 講義(1)			30	30 時間	
その他	臨床実習	臨床実習 実習(4)			180	180 時間	
		医用工学演習Ⅰ 演習(3)		90		90 時間	
		医用工学演習Ⅱ 演習(6)			180	180 時間	
		一般教養 講義(1)			30	30 時間	
基礎分野(科学的思考の基盤・人間と生活)(14)		14 単位	255 時間	0 時間	0 時間	255 時間	
専門基礎分野(人体の構造及び機能)(6)		6 単位	120 時間	75 時間	0 時間	195 時間	
専門基礎分野(臨床工学に必要な医学的基礎)(8)		8 单位	120 時間	90 時間	45 時間	255 時間	
専門基礎分野(臨床工学に必要な理工学的基礎)(16)		16 单位	285 時間	225 時間	0 時間	510 時間	
専門基礎分野(臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎)(7)		7 单位	150 時間	90 時間	0 時間	240 時間	
専門分野(医用生体工学)(7)		7 单位	60 時間	150 時間	0 時間	210 時間	
専門分野(医用機器学)(8)		8 单位	30 時間	165 時間	60 時間	255 時間	
専門分野(生体機能代行技術学)(12)		12 单位	0 時間	135 時間	255 時間	390 時間	
専門分野(関連臨床医学)(6)		6 单位	0 時間	60 時間	120 時間	180 時間	
専門分野(医用安全管理学)(5)		5 单位	30 時間	30 時間	105 時間	165 時間	
専門分野(臨床実習)(4)		4 单位	0 時間	0 時間	180 時間	180 時間	
その他		10 单位	0 時間	90 時間	210 時間	300 時間	
合計(93)		103 単位	1,050 時間	1,110 時間	975 時間	3,135 時間	

() 内の数字は指定規則必要単位数

基礎分野: 講義15時間1単位、演習30時間1単位、実習45時間1単位

基礎以外: 講義30時間1単位、演習30時間1単位、実習45時間1単位

(注) 祝日・休講等は、補講にて対応する。

教育課程及び授業時間数

< 診療情報管理士専攻科 >

区分	履修科目名	履修方法 (単位)	履修時間		備考
			専攻科	合計	
一般教養科目	パソコン演習II	演習(2)	60	60時間	
専門基礎科目	医学概論	講義(2)	30	30時間	
	産科学	講義(2)	30	30時間	
専門科目	医療事務(医科III)	演習(3)	90	90時間	
	医療管理総論	講義(1)	30	30時間	
	医療管理各論I	講義(1)	30	30時間	
	医療管理各論II	講義(1)	30	30時間	
	保健医療情報学	講義(1)	30	30時間	
	医療統計学	講義(1)	30	30時間	
	診療情報管理論I	講義(1)	30	30時間	
	診療情報管理論II	講義(1)	30	30時間	
	国際統計分類I	講義(1)	30	30時間	
	国際統計分類II	講義(1)	30	30時間	
	病院実習III	実習(1)	45	45時間	
	卒業研究	演習(2)	60	60時間	
	総合演習	演習(9)	270	270時間	
その他	就職実務II	講義(1)	30	30時間	
一般教養科目		2単位	60時間	60時間	
専門基礎科目		4単位	60時間	60時間	
専門科目		24単位	735時間	735時間	
その他		1単位	30時間	30時間	
合計		31単位	885時間	885時間	

(注) 祝日・休講等は、補講にて対応する。

教育課程及び授業時間数

<日本語学科(進学2年コース)>

履修科目名	履修方法 (単位)	履修時間			備考
		1年次	2年次	合計	
日本語1	講義・演習	200	0	200 時間	
日本語2	講義・演習	160	0	160 時間	
日本語3	講義・演習	0	220	220 時間	
日本語4	講義・演習	0	220	220 時間	
漢字1	講義・演習	80	0	80 時間	
漢字2	講義・演習	100	0	100 時間	
聴解1	講義・演習	20	0	20 時間	
聴解2	講義・演習	20	0	20 時間	
聴解3	講義・演習	0	20	20 時間	
聴解4	講義・演習	0	20	20 時間	
読解1	講義・演習	20	0	20 時間	
読解2	講義・演習	20	0	20 時間	
読解3	講義・演習	0	20	20 時間	
読解4	講義・演習	0	20	20 時間	
作文2	講義・演習	20	0	20 時間	
作文3	講義・演習	0	20	20 時間	
作文4	講義・演習	0	20	20 時間	
会話1	講義・演習	40	0	40 時間	
会話2	講義・演習	40	0	40 時間	
会話3	講義・演習	0	40	40 時間	
会話4	講義・演習	0	40	40 時間	
試験対策1	講義・演習	40	0	40 時間	
試験対策2	講義・演習	40	0	40 時間	
試験対策3	講義・演習	0	80	80 時間	
試験対策4	講義・演習	0	80	80 時間	
	合計	800	800	1,600 時間	

「1」：1年前期（4月～9月）、

「2」：1年後期（10月～翌年3月）

「3」：2年前期（4月～9月）、

「4」：2年後期（10月～翌年3月）

教 育 課 程 及 び 授 業 時 間 数

<日本語学科(進学1年6ヶ月コース)>

履修科目名	履修方法 (単位)	履修時間			備 考
		1年次	2年次	合 計	
日本語A	講義・演習	200	0	200 時間	
日本語B	講義・演習	160	0	160 時間	
日本語C	講義・演習	0	220	220 時間	
漢字A	講義・演習	80	0	80 時間	
漢字B	講義・演習	100	0	100 時間	
聴解A	講義・演習	20	0	20 時間	
聴解B	講義・演習	20	0	20 時間	
聴解C	講義・演習	0	20	20 時間	
読解A	講義・演習	20	0	20 時間	
読解B	講義・演習	20	0	20 時間	
読解C	講義・演習	0	20	20 時間	
作文B	講義・演習	20	0	20 時間	
作文C	講義・演習	0	20	20 時間	
会話A	講義・演習	40	0	40 時間	
会話B	講義・演習	40	0	40 時間	
会話C	講義・演習	0	40	40 時間	
試験対策1	講義・演習	40	0	40 時間	
試験対策2	講義・演習	40	0	40 時間	
試験対策3	講義・演習	0	80	80 時間	
	合 計	800	400	1,200 時間	

「A」：1年前期（10月～翌年3月）、

「B」：1年後期（4月～9月）

「C」：2年（10月～翌年3月）

別 表 2 (第31条関係)

学科名 項目	介護福祉 学 科 (2年制)	保育社会 福祉学科 (3年制)	臨床工学科 (3年制)	診療情報管 理士専攻科 (1年制)	日本語学科 進学2年コー ス (2年制)	日本語学科 進学1年6ヶ 月コース (1.5年制)
入 学 金	200,000 円	200,000 円	200,000 円	100,000 円	100,000 円	100,000 円
授業料	前期	400,000 円	380,000 円	565,000 円	310,000 円	300,000 円
	後期	400,000 円	380,000 円	565,000 円	310,000 円	300,000 円
教材・保険料他	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	59,500 円	48,650 円
合 計	1,000,000 円	960,000 円	1,330,000 円	720,000 円	759,500 円	748,650 円
入学選考料	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	15,000 円	15,000 円